

証券コード3913
令和3年3月10日

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目3番1号

株式会社sMedio

代表取締役社長 岩 本 定 則

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のように開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り、当日のご来場は控えていただきますよう強くお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和3年3月24日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 令和3年3月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 7階 701会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | | 1. 第14期（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

議 案 取締役 4 名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および定款第 14 条 の 規 定 に 基 づ き、 イン タ ー ネ ッ ト 上 の 当 社 ウ ェ ブ サ イ ト (<https://www.smedio.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
 - (1) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - (2) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表なお、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに掲載の事項となります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.smedio.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1 再任	いわもと さだのり 岩本 定則 (昭和46年5月31日生) 【取締役在任期間】 11年	平成 8 年 7 月 ニチメン電子部品(株) (現 イーグローバレッジ(株)) プロダクトマネージャー 平成 14 年 6 月 インタービデオジャパン(株) (現 コーレル(株)) セールスシニアディレクター 平成 20 年 2 月 ビデエイス(株) (現 当社) 営業本部長 平成 22 年 3 月 当社取締役セールス・アンド・マーケティング本部長 平成 27 年 3 月 当社常務取締役 平成 29 年 2 月 当社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) sMedio Technology (Shanghai) Inc.取締役 sMedio America Inc.取締役 タオソフトウェア(株)取締役	38,000株
2 再任	きたの ひろたけ 北埜 弘剛 (昭和53年12月19日生) 【取締役在任期間】 4年	平成 15 年 4 月 大阪府庁入庁 平成 18 年 12 月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成 22 年 7 月 公認会計士登録 平成 24 年 5 月 富士生命保険(株) (現 FWD富士生命保険(株)) 入社 平成 27 年 8 月 当社経営企画室長 平成 29 年 3 月 当社取締役経営企画室長 (現任) (重要な兼職の状況) sMedio Technology (Shanghai) Inc.取締役	7,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3 再任	おちあい ようじ 落合 洋司 (昭和39年3月29日生) 【社外】 【独立役員】 【取締役在任期間】 6年	昭和62年4月 最高裁判所司法研修所入所 平成元 年4月 東京地方検察庁検事 平成12年9月 ヤフー(株)入社 平成12年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 平成13年11月 ヤエス第一法律事務所 平成20年9月 泉岳寺前法律事務所 開所 平成22年4月 東海大学実務法学研究科（法科大学院）特任教授 平成25年12月 (株)ウェブクルー監査役（社外） 平成27年3月 当社取締役（社外）（現任） 平成30年4月 高輪共同法律事務所代表（現任） 令和2 年1月 (株)AS Japan監査役（現任） （重要な兼職の状況） 高輪共同法律事務所代表 (株)AS Japan監査役 【社外取締役候補者とした理由】 弁護士及び他の企業の社外監査役等としての経歴と知識から、有益な意見・助言を頂いており、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。	—
4 再任	りん ちーぢょん 林 志中 (昭和42年9月30日生) 【社外】 【独立役員】 【取締役在任期間】 3年	平成7 年4月 東綿股份有限公司（現 豊田通商(株)）入社 平成9 年4月 Ulead Systems, Inc.（現 科立爾數位科技股份有限公司）入社 平成16年7月 ユーリードシステムズ(株)（現 コーレル(株)）代表取締役社長 平成18年8月 インタービデオジャパン(株)（現 コーレル(株)）取締役副社長 平成20年6月 コーレル(株) 取締役副社長 平成22年6月 サイバーリンク(株) 代表取締役社長 平成25年10月 イージステクノロジー(株)代表取締役社長 平成29年10月 キーウィテクノロジー(株)代表取締役社長（現任） 平成30年3月 当社取締役（社外）（現任） （重要な兼職の状況） キーウィテクノロジー(株)代表取締役社長 【社外取締役候補者とした理由】 IT業界での経験が長く、また、日本法人社長としての経営の経験や業界知識を活かして、当社のコーポレート・ガバナンスを含めて経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制の強化に寄与して頂くため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 落合洋司氏及び林志中氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について
落合洋司氏は、過去6年間の在任期間において、その経験と見識から社外取締役としての職務を全うされました。再任された場合には、引き続き職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
林志中氏は、過去3年間の在任期間において、IT業界での経験および外国会社の日本法人の社長として経営に参画された経験から社外取締役としての職務を全うされました。再任された場合には、引き続き職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、社外取締役候補者落合洋司氏及び林志中氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、社外取締役候補者落合洋司氏及び林志中氏の再任が承認可決された場合には、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。
5. 当社は、落合洋司氏及び林志中氏を、当社上場の東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として、同取引所に対し届け出ております。両氏が再任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、令和3年7月更新の予定になります。本議案でお諮りする取締役は全員再任の候補者であり、既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- ③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(令和 2 年 1 月 1 日から)
(令和 2 年 12 月 31 日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に左右される 1 年となりました。春に導入された人の厳格な移動制限は、夏には一部緩和されましたが、冬になると、再び、移動制限が厳しくなりました。この間、各国政府による経済刺激策の効果により、経済活動の停滞は春を最悪期とすると、軽減されてきたと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大が収まっていない状況が続いており、我が国経済の先行きには、不透明な部分が残っている状態であると判断しております。

~~~~~  
(新型コロナウイルス感染症の影響について)

日本国内で緊急事態宣言が解除された 5 月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、増減を繰り返しながらも、収束するのではなく、現状維持の状況が続いています。現在、新型コロナウイルスとの付き合い方は、いわゆる WITH コロナの時代の言葉に象徴されるように、新型コロナウイルスとともに社会活動が行われる前提へと進んでおり、社会活動の変化に伴い、経済活動にも変化が現れ始めていると言えます。新型コロナウイルス感染症の収束時期を見込むことは困難であり、今後、どのように経済活動が変化し、また、その変化がどのような速度で進展するのかははっきりしていません。

当社グループの業績への影響では、第 1 四半期連結会計期間（1～3 月）は、感染拡大が始まる前の売上が順調であったことで、直接的な影響はほとんどなかったと考えております。

続く、第 2 四半期連結会計期間（4～6 月）では、日本で緊急事態宣言が出される等、経済活動への影響が著しく大きくなる中で、当社グループは、在宅勤務等の対応で開発を継続していましたが、得意先も在宅勤務を導入していること等で、案件の時期や規模の見直し、商談の決定スピードが遅れる等の影響が一部に見られました。

第 3 四半期連結会計期間（7～9 月）は、第 2 四半期連結会計期間（4～6 月）に見られた、案件の時期や規模の見直し、商談の決定スピードの遅れ等の影響は小さくなりましたが、顧客との対面での接触機会は、依然、制限を受ける場合があり、商談の質・量とも新型コロナ

ウイルス感染症拡大以前の状態と比べ完全に回復しているとは言えない状況でありました。

第4四半期連結会計期間（10～12月）は、WITHコロナを意識し、顧客との商談にはビデオ会議等を活用することで、対面での接触機会の制限を乗り越え、当社の経済活動への影響はない状態となりました。

とはいえ、新型コロナウイルス感染症が収束し、社会経済活動全般が正常化し、当社が平時の経済活動が行えることが好ましく、その時期は令和3年後半になると見込んでおります。

~~~~~

このような環境の中、国内で5G（第5世代移動通信システム）サービスが開始され、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット化）、ビッグデータ、VR（仮想現実）、AR（拡張現実）の利用場面の拡大が見込まれております。

当社がミッションとしている、ITの浸透が人々の生活をあらゆる面で、より良い方向に変化させるデジタルトランスフォーメーションが実現される環境が、より一層整ってきた中で、当社は、引き続き、AIとIoTが重要な技術であるとの認識に立ち、事業を展開してまいります。

当社の事業は、技術の特徴で大きく分けると、デジタル家電組込みソフトウェア事業、映像AI解析・IoTソフトウェア事業、セキュリティ&プライバシー事業の3つに分けられます。
(デジタル家電組込みソフトウェア事業)・・・当社が主体

Blu-ray™再生ソフトウェアや高解像度(4K/8K)画像処理技術を基盤とした事業になります。当事業は、ロイヤリティ収入を主体としているため、Blu-ray™等を再生するデジタル家電機器（TV、Blu-ray™レコーダー、PC等）の出荷台数に影響を受けます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止対応として、在宅勤務やテレワークの導入が進んだことで、国内のデジタル家電機器の出荷台数に回復傾向が見られ、また、前連結会計年度に取り組んで実現した当社ソフトウェアを搭載する製品種類の拡大による効果で、当社のロイヤリティ収入は回復してきつつあります。

(映像AI解析・IoTソフトウェア事業)・・・当社が主体

映像解析・分析AIエンジンとIoT技術を組み合わせたエンドツーエンドのBtoB向けのソリューションを提供している事業になります。

当社は、建設現場における課題を解決するソリューション提供に特化して、事業を推進しております。

(セキュリティ&プライバシー事業)・・・タオソフトウェア㈱および㈱情報スペースが主体

Android™のセキュリティ脆弱性診断やBLE(Bluetooth® Low Energy)を使った位置情報ソリューションに関する開発収入、データ移行・バックアップアプリ（JSバックアップ）に関するロイヤリティ収入（月額課金サービス収入を含む）を中心とした事業であります。開発収入からロイヤリティ収入への転換および月額課金サービス収入の育成は、一定程度、進捗しており、今後も、引き続き、推進してまいります。

当社グループの売上高は、ロイヤリティ収入と受託開発収入が中心となっております。
(ロイヤリティ収入)

前連結会計年度から取り組んできました当社ソフトウェアを搭載する製品種類の拡大による底上げが、通年で寄与し、為替相場の円高傾向によるマイナスの影響を受けつつも、前期比15百万円の増収となりました。

当社のロイヤリティ収入は、当連結会計年度を通じて、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は軽微なものとなっております。

(受託開発収入)

第2四半期連結会計期間（4～6月）以降、新型コロナウイルスによる影響（案件の時期や規模の見直し、商談の決定スピードの遅れ等）が顕在化した部分がありましたが、受託開発収入は前期比53百万円の増収となりました。

このような状況において、当社グループ全体としては、売上高は913百万円（前期比6.0%増）となりました。

この結果、売上高913百万円（前期比6.0%増）、営業利益32百万円（前期は営業損失61百万円）、経常利益30百万円（前期は経常損失57百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益10百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失84百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、主に有形固定資産及びソフトウェアの取得が、それぞれ4百万円及び4百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、Blu-rayTMディスク再生、無線接続技術、著作権保護・認証技術、高解像度画像処理技術を活かしたソフトウェア開発を行ってきましたが、近年、AI、IoT、ビッグデータ、通信速度向上、通信規格の高度化といったソフトウェア業界を取り巻く技術革新が急速に進み、その商用化・実用化の段階を迎えました。

当社グループは、こうした時代の流れを見据え、数年来、AI、IoT分野での製品開発・サービス提供へと事業領域の拡大を企図してきました。全ての業界がAI、IoTの活用を考えている

現在、同事業領域全般での競争は非常に厳しいため、データ保有の面などで優位な立場にいるわけではない当社グループは、建設業界向けのソリューション提供に注力し、AI、IoTを活用した複数のサービス提供を始めました。

このような事業環境の中で、当社が対処すべき課題は次のようにまとめられます。

① 収益モデルの移行

当社グループは、ハードウェア製品に搭載するソフトウェアを開発してきた経緯から、PC等の電子機器の出荷数に応じて受け取るロイヤリティ収入を主な収益源にしております。しかしながら、AI、IoT分野の製品群では、サービスに対して料金を課金する収益モデルへの移行を進める必要があります。

② 製品構成の充実

サービスに対して料金を得るために必要な製品群の開発が必要になります。従来の製品・サービスに収益の基盤を置きながらも、顧客ニーズを的確に捉えた製品・サービスを適宜、市場に投入していくことで、会社の持続的な成長基盤を強固にしていく必要があります。

③ 開発管理体制

当社は、自社開発の製品・サービスを販売することを主として行っておりましたが、AI、IoTの事業領域に進出するにつれ、また、買収により増えた国内子会社が受託開発事業を中心としているため、当社グループとしては、受託開発収入の割合が増えてきております。

開発拠点は、日本国内と中国・上海をあわせて、計4ヶ所となっており、開発エンジニアが地理的に分散していることもあり、開発管理体制の強化が必要であります。

④ 知的財産管理体制

当社グループは、製品開発で生まれる独自の差別化できる知的財産を特許や登録商標の形で効率的に登録管理し、市場競争における優位性を一層確保する必要があります。

また、ソフトウェア業界においては、他社の知的財産を、主に有償で利用して、製品を完成させることが一般的となっていますが、他社の知的財産を侵害しないようにする必要があります。

⑤ 個人情報保護

当社グループが注力しようとしているAI、IoT分野では、個人情報を取り扱う機会をゼロにすることは現実的ではありません。

主要国・地域において、インターネット上も含めて、個人情報保護規制は強化される流れにあり、当社グループは、より一層、個人情報の管理体制を強化する必要があります。

⑥ 優秀な人材の確保

ソフトウェア業界では、ソフトウェア開発・技術者が慢性的に不足しており、特にAI、クラウド分野での優秀なソフトウェア開発・技術者の確保は難しい状況にあります。当社グループが、より競争力のあるソフトウェアを継続的に開発していくためには、国内外で優秀なソフトウェア開発・技術者および製品企画者を確保していく必要があります。

⑦ 内部管理体制の強化

コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コード、フェアディスクロージャールールといった資本市場の健全な発展に資すると考えられる施策が導入される中、それらが意図する投資家及び資本市場との建設的な対話を実現するため、適切な情報を、適時、公平に開示することができるよう内部管理体制を強化していく必要があります。

(5) 財産および損益の状況

	第11期 自 平成29年 1月1日 至 平成29年 12月31日	第12期 自 平成30年 1月1日 至 平成30年 12月31日	第13期 自 平成31年 1月1日 至 令和元年 12月31日	第14期 自 令和2年 1月1日 至 令和2年 12月31日
売 上 高 (千円)	1,056,531	985,405	862,267	913,934
営業利益又は営業損失 (△) (千円)	△60,817	△107,541	△61,771	32,240
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△61,963	△107,476	△57,700	30,066
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△141,928	△110,295	△84,827	10,320
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△71円21銭	△57円92銭	△44円31銭	5円36銭
純 資 産 (千円)	1,294,333	1,175,675	1,095,735	1,111,099
総 資 産 (千円)	1,766,395	1,450,020	1,222,099	1,261,234
1株当たり純資産額	679円64銭	616円69銭	571円52銭	575円92銭

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
sMedio Technology (Shanghai) Inc.	3,517千人民元	100%	ソフトウェアの研究および開発
sMedio America Inc.	200千米ドル	100%	北米における販売およびマーケティング
(株)情報スペース	8百万円	100%	ソフトウェアの開発・販売
タオソフトウェア(株)	10百万円	100%	ソフトウェアの開発・販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（令和2年12月31日現在）

ソフトウェア開発、サービスおよび販売

電子機器開発、サービスおよび販売

ソフトウェア、電子機器等の輸出入

インターネットを使用したソフトウェアのダウンロードサービスおよび販売

ソフトウェアの受託開発および受託販売

(8) 主要な営業所（令和2年12月31日現在）

名 称		所 在 地
当 社	本社	東京都中央区
	福岡オフィス	福岡県福岡市博多区
子 会 社	(株)情報スペース	岡山県岡山市南区
	タオソフトウェア(株)	東京都中央区
	sMedio Technology (Shanghai) Inc.	中華人民共和国
	sMedio America Inc.	アメリカ合衆国

(9) 使用人の状況（令和2年12月31日現在）**① 企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
57名	2名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21名	2名増	43.0歳	3.6年

(10) 主要な借入先および借入額（令和2年12月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和2年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
(2) 発行済株式の総数 2,040,121株 (自己株式110,892株を含む。)
(3) 株 主 数 1,799名
(4) 大 株 主 (上位10名)

	株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
1	ロ ー リ ー チ ュ ン (LO LI-CHUN)	368,600	19.10
2	セ ン チ ョ ウ ロ ー (SEN-CHOU LO)	162,000	8.39
3	株 式 会 社 S B I 証 券	43,808	2.27
4	谷 口 岳	40,509	2.09
5	松 井 証 券 株 式 会 社	39,700	2.05
6	岩 本 定 則	38,000	1.96
7	大 谷 雄 一 郎	36,500	1.89
8	J P M B L R E C R E D I T S U I S S E A G, S I N G A P O R E B R A N C H C O L L E Q U I T Y	34,000	1.76
9	楽 天 証 券 株 式 会 社	29,800	1.54
10	山 本 大 助	29,000	1.50

(注) 当社は、自己株式110,892株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- | | | |
|------------------------------|------|----------|
| ① 新株予約権の数 | | 146,500個 |
| ② 目的となる株式の種類および数 | 普通株式 | 29,300株 |
| ③ 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計 | | |

	回次（行使価額）	行使期間	株数	保有者数
取締役（社外取締役を除く。）	第8回（1,240円）	平成25年4月1日～ 令和3年3月30日	2,000株	1名
	第10回（1,240円）	平成25年12月2日～ 令和3年11月30日	8,000株	1名
	第11回（1,638円）	平成28年3月26日～ 令和6年3月23日	4,000株	1名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項（令和2年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩 本 定 則	sMedio Technology (Shanghai) Inc.取締役 sMedio America Inc.取締役 タオソフトウェア(株)取締役
取 締 役	北 埜 弘 剛	経営企画室長 sMedio Technology (Shanghai) Inc.取締役
取 締 役	落 合 洋 司	高輪共同法律事務所代表 (株)AS Japan監査役
取 締 役	林 志 中	キーウィテクノロジー(株)代表取締役社長
常 勤 監 査 役	江 藤 祐一郎	江藤公認会計士事務所所長
監 査 役	渡 邊 雅 文	渡辺雅文公認会計士事務所所長 パラカ(株)取締役（社外） カンタツ(株)監査役（社外）
監 査 役	本 郷 喜 千	インディ・パ(株)代表取締役社長

- (注) 1. 取締役落合洋司氏および林志中氏は、社外取締役であります。
2. 監査役江藤祐一郎氏および本郷喜千氏は、社外監査役であります。
3. 取締役北埜弘剛氏および監査役江藤祐一郎並びに渡邊雅文氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役落合洋司氏、林志中氏、常勤監査役江藤祐一郎氏および監査役本郷喜千氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	4 名	40,741千円	(うち社外取締役 2 名、2,400千円)
監 査 役	3 名	8,400千円	(うち社外監査役 2 名、7,200千円)
合 計	7 名	49,141千円	

- (注) 1. 上記取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年3月30日開催の第4期定時株主総会において年額150百万円以内(ただし、使用人分給与を含まない。)と決議しております。また、別枠で、平成31年3月28日開催の第12期定時株主総会において、株式報酬として年額150百万円以内と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成22年3月19日開催の第3期定時株主総会において、年額10百万円以内と決議しております。
4. 取締役の報酬等の額には、当該事業年度に係る株式報酬の費用計上額5百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
社外取締役	落 合 洋 司	高輪共同法律事務所 (株)AS Japan	代 表 監査役
社外取締役	林 志 中	キーウィテクノロジー(株)	代表取締役社長
社外監査役	江 藤 祐 一 郎	江藤公認会計士事務所	所 長
社外監査役	本 郷 喜 千	インディ・パ(株)	代表取締役社長

(注) 社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	落 合 洋 司	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適時行っております。
社外取締役	林 志 中	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、企業経営者としての知識や経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適時行っております。
社外監査役	江 藤 祐 一 郎	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、監査役会12回のうち12回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を適時行っております。
社外監査役	本 郷 喜 千	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、監査役会12回のうち12回に出席し、必要な発言を適時行っております。

(注) 会社法第370条に定める取締役会の決議の省略による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 海南監査法人

(2) 報酬等の額

区分	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査報酬は、監査法人から提示された監査計画の内容を協議するとともに、過去の報酬実績や事業規模および日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に妥当性等を確認した上で、監査役会の同意を得て決定しております。
3. 当社の子会社であるsMedio Technology (Shanghai) Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に係る議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である海南監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容は次のとおりです。

受嘱者の会社法第423条第1項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意で、かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度額とする。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス体制の基盤となる企業行動憲章を定め、職務の執行に当たっては法令および定款とともにこれを遵守することを徹底する。
- ② 当社グループ全体の横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス推進委員長を取締役の中から任命する。

(2) 当社グループでの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループ各社は、取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に保存および管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体における適切なリスク管理を行うために、リスク管理規程を策定し、当該規程により当社グループのリスク管理に関する方針および体制を定める。
- ② 会社グループにおけるリスク管理体制の整備を徹底するため、社内の各部門にリスク管理責任者を定め、その統括責任者を取締役の中から任命する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループ各社は、取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするために、職務権限規程その他の業務運営規程に基づき、各取締役および従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
- ② 職務の執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織機構の変更を行うことができる。
- ③ 当社は、当社グループ各社の取締役の職務の執行状況について、その効率性の観点から当社内部監査室による監査を実施し、その結果を当社及び当該会社の取締役及び監査役に報告し、改善を図る。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の取締役もしくは従業員が、グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。

(6) 当社グループの従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの従業員が業務を行うに当たり企業行動憲章を法令および定款とともに遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育および啓発活動を行う。
- ② 当社グループの事業活動において法令・定款違反等の発生およびその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報に関する内部体制を整備し、取締役、従業員および関係者からの報告体制を整える。
- ③ 会社組織および当社グループの各部署における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言および勧告を行うための内部監査体制を整備する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の職務を補助するため、当社の従業員の中から各業務に精通した者を配置することができる。

(8) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る諸事項の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとする。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。

(9) 当社グループの取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役および業務執行取締役は、取締役会規程の定めに従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
- ② 取締役および従業員が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項またはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を

報告するものとする。

- ③ 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役および従業員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとする。
- ④ 監査役へ報告した取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。

(10) その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、監査役が取締役、従業員および会計監査人との間で積極的な意見・情報の交換をできるようにするための体制および必要に応じ弁護士、会計士などの助言を受けることができる体制を整備する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を13回開催しております。

(2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査計画に基づき、当社ならびに子会社の内部監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」および「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

(注) 本事業報告に記載されている会社名、製品名、サービス名等は該当する各社の商標又は登録商標です。

連結貸借対照表

(令和2年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,172,778	流 動 負 債	141,636
現 金 及 び 預 金	806,624	買 掛 金	10,245
売 掛 金	73,728	未 払 法 人 税 等	15,386
仕 掛 品	18,224	賞 与 引 当 金	2,142
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	257,753	そ の 他	113,861
そ の 他	16,593	固 定 負 債	8,499
貸 倒 引 当 金	△146	資 産 除 去 債 務	5,112
固 定 資 産	88,456	繰 延 税 金 負 債	3,387
有 形 固 定 資 産	18,716	負 債 合 計	150,135
建 物	10,311	純 資 産 の 部	
工 具、器 具 及 び 備 品	7,217	株 主 資 本	1,107,491
車 両 運 搬 具	1,187	資 本 金	510,394
無 形 固 定 資 産	28,876	資 本 剰 余 金	653,826
ソ フ ト ウ ェ ア	9,719	利 益 剰 余 金	144,682
の れ ん	17,048	自 己 株 式	△201,412
そ の 他	2,108	その他の包括利益累計額	3,608
投 資 そ の 他 の 資 産	40,863	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	499
敷 金 及 び 保 証 金	16,499	為 替 換 算 調 整 勘 定	3,109
繰 延 税 金 資 産	16,341	純 資 産 合 計	1,111,099
そ の 他	8,022	負債及び純資産合計	1,261,234
資 産 合 計	1,261,234		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和2年1月1日から
令和2年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		913,934
売上原価		446,927
売上総利益		467,006
販売費及び一般管理費		434,765
営業利益		32,240
営業外収益		
受取利息	182	
助成金収入	3,128	
その他	8	3,319
営業外費用		
為替差損	5,457	
その他	36	5,493
経常利益		30,066
特別損失		
固定資産除却損	1,688	
減損損失	320	2,009
税金等調整前当期純利益		28,057
法人税、住民税及び事業税	19,153	
法人税等調整額	△1,416	17,736
当期純利益		10,320
親会社株主に帰属する当期純利益		10,320

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(令和2年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	931,300	流 動 負 債	118,157
現 金 及 び 預 金	535,396	買 掛 金	51,771
売 掛 金	106,373	未 払 金	1,806
仕 掛 品	6,136	未 払 費 用	19,020
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	257,753	未 払 法 人 税 等	10,773
そ の 他	25,785	未 払 消 費 税 等	19,225
貸 倒 引 当 金	△146	そ の 他	15,559
固 定 資 産	345,317	固 定 負 債	4,355
有 形 固 定 資 産	12,071	資 産 除 去 債 務	4,355
建 物	7,170		
工 具、器 具 及 び 備 品	4,900	負 債 合 計	122,513
無 形 固 定 資 産	14,397	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	9,719	株 主 資 本	1,153,605
の れ ん	3,518	資 本 金	510,394
そ の 他	1,158	資 本 剰 余 金	652,480
投 資 そ の 他 の 資 産	318,849	資 本 準 備 金	620,672
関 係 会 社 株 式	296,063	そ の 他 資 本 剰 余 金	31,807
敷 金 及 び 保 証 金	15,019	利 益 剰 余 金	192,142
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	18,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	192,142
繰 延 税 金 資 産	7,137	繰 越 利 益 剰 余 金	192,142
そ の 他	12	自 己 株 式	△201,412
貸 倒 引 当 金	△17,384	評 価 ・ 換 算 差 額 等	499
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	499
資 産 合 計	1,276,618	純 資 産 合 計	1,154,104
		負債及び純資産合計	1,276,618

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和 2 年 1 月 1 日から)
(令和 2 年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		746,432
売 上 原 価		383,166
売 上 総 利 益		363,265
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		325,520
営 業 利 益		37,744
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	151	
受 取 配 当 金	25,000	
そ の 他	0	25,152
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	8,043	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,730	
そ の 他	36	11,809
経 常 利 益		51,087
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,688	1,688
税 引 前 当 期 純 利 益		49,398
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,653	
法 人 税 等 調 整 額	△8,211	4,442
当 期 純 利 益		44,956

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年2月16日

株式会社sMedio
取締役会 御中

海南監査法人
東京都渋谷区
指 定 社 員 公認会計士 仁 戸 田 学 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社sMedioの令和2年1月1日から令和2年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社sMedio及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年2月16日

株式会社sMedio
取締役会 御中

海南監査法人
東京都渋谷区
指 定 社 員 公認会計士 仁 戸 田 学 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社sMedioの令和2年1月1日から令和2年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年2月16日

株式会社 sMedio 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 江 藤 祐一郎 ㊟

監 査 役 渡 邊 雅 文 ㊟

監 査 役（社外監査役） 本 郷 喜 千 ㊟

以 上

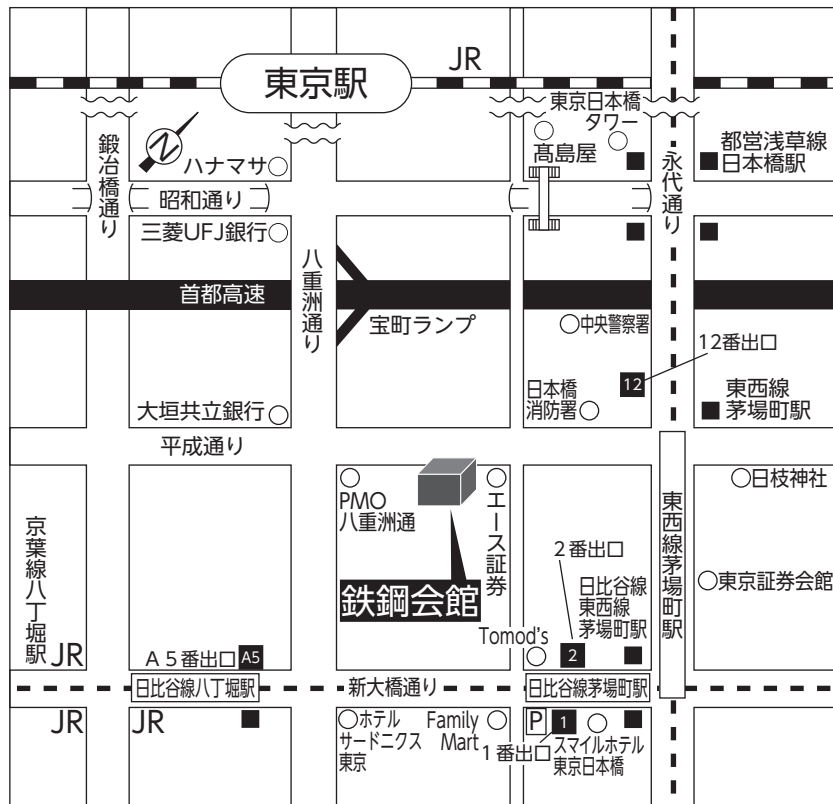
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a template for writing or drawing. There are no margins, text, or other markings present.

株主総会会場 ご案内図

会場：鉄鋼会館 7階 701会議室

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号



- 交通のご案内：
- 地下鉄東西線「茅場町駅」12番出口より徒歩約5分
 - 地下鉄日比谷線「茅場町駅」1番または2番出口より徒歩約5分
 - 地下鉄日比谷線「八丁堀駅」A5番出口より徒歩約5分
 - JR「東京駅」八重洲中央口より徒歩約15分

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮いただきます。

(新型コロナウイルス感染症への対応について)

株主の皆さまにおかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
また、会場において、運営スタッフはマスクを着用させていただきます。

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK

ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C022915